

（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書（再手続版）
に対する意見（論点整理）【新旧対照表】

赤：委員意見 緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

※旧は、令和 7 年度第 1 回千葉県環境影響評価委員会資料（令和 7 年 4 月 1 8 日開催）。下線部は、変更箇所。

※【前回準備書意見】は、令和 4 年度に送付のあった準備書に対する論点整理と同趣旨の内容。

図書： 準備書該当ページ	新	旧
2. 2-1 (5)	1 事業特性、地域特性 (1) 事業特性 ア 天然ガスを燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備 3 基（合計出力 1 9 5 万 k W）を備える大規模な火力発電所を新設する事業である。 【答申前文】	1 事業特性、地域特性 (1) 事業特性 ア 天然ガスを燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備 3 基（合計出力 1 9 5 万 k W）を備える大規模な火力発電所を新設する事業である。
はじめに 1/4～4/4	イ 復水器冷却方式を海水冷却から空気冷却に計画変更したことから、環境影響評価方法書の手続から改めて実施しているものである。 【答申前文】	イ 復水器冷却方式を海水冷却から空気冷却に計画変更したことから、環境影響評価方法書の手続から改めて実施しているものである。
2. 2-34 (38)	ウ 高さ約 4 0 m の空気冷却復水器が設置され、上部の冷却ファンから温風が発生する。 【答申前文】	ウ 高さ約 4 0 m の空気冷却復水器が設置され、上部の冷却ファンから温風が発生する。

図書： 準備書該当ページ	新	旧
3. 2-22(176)～ 3. 2-25(179) 3. 1-23(71), 3. 1-24(72) 図書に該当 ページなし 図書に該当 ページなし	(2) 地域特性 ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置する一方、近傍には、住居、学校教育施設及び社会福祉施設がある。【答申前文】 イ 事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域である。【答申前文】 ウ 事業区域の周辺には、複数の火力発電所や石油化学工業等の固定発生源が集中しており、大気環境への重畳的な影響が懸念される。【答申前文】 2 全般事項 事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することとはもとより、利用可能な最良の技術を導入すること等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減等を図り、環境影響のより一層の回避又は低減に努めること。【前回準備書意見】（木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民、事務局） 【答申】	(2) 地域特性 ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置する一方、近傍には、住居、学校教育施設及び社会福祉施設がある。 イ 事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域である。 ウ 事業区域の周辺には、複数の火力発電所や石油化学工業等の固定発生源が集中しており、大気環境への重畳的な影響が懸念される。 2 全般事項 事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することとはもとより、利用可能な最良の技術を導入すること等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減等を図り、環境影響のより一層の回避又は低減に努めること。【前回準備書意見】（木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民、事務局）

図書： 準備書該当ページ	新	旧
12. 1. 1. 5-12 (748) 12. 1. 1. 5-27 (763) 12. 1. 2-60 (824)～(857) 12. 1. 3-16 (874)～(879) 12. 1. 2-94 (858), 12. 1. 3-22 (880) 12. 1. 3-22 (880)	(3) 温風 ア 拡散予測について、逆転層発生時等の特殊気象条件下の検討結果を示すこと。【指導】 イ 空気冷却復水器から発生する温風について、環境保全措置を徹底すること。(木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民、事務局)【指導】 (4) 動物及び植物 ア 陸域の動物及び植物の重要な種の影響予測について、各環境又は各植生区分の面積及び工事の実施によるこれら面積の変化並びに影響が想定される各動物種の個体数を示すこと。【前回準備書意見】【指導】 イ 事業区域は埋立地ではあるものの、鳥類や昆虫類等の重要な種の生息が確認されていることから、専門家の助言を受けた上でこれらの動物の採餌・生息環境を設けるなど、環境保全措置を徹底すること。(袖ヶ浦市、住民、事務局)【指導】 ウ 事業区域に生育しているオオアゼテンツキ、タコノアシ及びカワヂシャの移植(播種)について、適地の場所、面積及び環境条件を具体的に示すこと。【前回準備書意見】(住民、事務局)【指導】	(3) 温風 ア 拡散予測について、逆転層発生時等の特殊気象条件下の検討結果を示すこと。 イ 空気冷却復水器から発生する温風について、環境保全措置を徹底すること。(木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民、事務局) (4) 動物及び植物 ア 陸域の動物及び植物の重要な種の影響予測について、各環境又は各植生区分の面積及び工事の実施によるこれら面積の変化並びに影響が想定される各動物種の個体数を示すこと。【前回準備書意見】 イ 事業区域は埋立地ではあるものの、鳥類や昆虫類等の重要な種の生息が確認されていることから、専門家の助言を受けた上でこれらの動物の採餌・生息環境を設けるなど、環境保全措置を徹底すること。(袖ヶ浦市、住民、事務局) ウ 事業区域に生育しているオオアゼテンツキ、タコノアシ及びカワヂシャの移植(播種)について、適地の場所、面積及び環境条件を具体的に示すこと。【前回準備書意見】(住民、事務局)

図書： 準備書該当ページ	新	旧
12. 1. 3-3 (861)	エ 陸域の植物の確認種のリスト及び植生調査票を記載すること。【前回準備書意見】 【指導】	エ 陸域の植物の確認種のリスト及び植生調査票を記載すること。【前回準備書意見】
12. 1. 8-3 (993)～ 12. 1. 8-5 (995)	(5) 温室効果ガス等 ア 国の長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑み、今後の二酸化炭素排出削減に向けた技術について、二酸化炭素回収・貯留等の開発状況や国の方策等を踏まえ、引き続き導入を検討すること。(木更津市、袖ヶ浦市、住民、事務局) 【答申】	(5) 温室効果ガス等 ア 国の長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑み、今後の二酸化炭素排出削減に向けた技術について、二酸化炭素回収・貯留等の開発状況や国の方策等を踏まえ、引き続き導入を検討すること。(木更津市、袖ヶ浦市、住民、事務局)
12. 1. 8-3 (993)～ 12. 1. 8-5 (995)	イ 事業場全体の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入等の既存技術で実行可能な対策等を着実に実施することにより、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。【前回準備書意見】(委員、事務局) 【答申】	イ 事業場全体の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入等により、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。【前回準備書意見】
12. 2-28 (1024)	4 環境監視計画 (1) 空気冷却復水器から発生する温風について、予測結果を踏まえ、影響を把握できる適切な地点で調査を行うこと。(木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民、事務局) 【答申】	4 環境監視計画 (1) 空気冷却復水器から発生する温風について、予測結果を踏まえ、影響を把握できる適切な地点で調査を行うこと。(木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民、事務局)
12. 2-28 (1024)	<u>(2) 同規模の空気冷却復水器が設置された事業における環境影響評価事例が少ないことから、後発事業の参考となるよう、温風の環境監視の結果について、予測結果や近隣のアメダスとの比較を行うなど発電所周辺への影響に関する知見の集積を図ること。(委員)</u> 【答申】	(新規追加) ※前回委員会を踏まえ、必要な論点として追加

図書： 準備書該当ページ	新	旧
12. 2-26 (1022)～ 12. 2-28 (1024)	(3) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。【前回準備書意見】(木更津市、市原市、袖ヶ浦市、事務局)【答申】	(2) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。【前回準備書意見】(木更津市、市原市、袖ヶ浦市、事務局)
図書に該当ページなし	5 その他 (1) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。【前回準備書意見】【答申】	5 その他 (1) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。【前回準備書意見】
図書に該当ページなし	(2) 事業の実施に当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの環境保全の見地からの意見に配慮し、積極的な情報提供を行うとともに、分かりやすい図書の作成に努めること。(袖ヶ浦市、住民、事務局)【前回準備書意見】【答申】	(2) 事業の実施に当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの環境保全の見地からの意見に配慮し、積極的な情報提供を行うとともに、分かりやすい図書の作成に努めること。(袖ヶ浦市、住民、事務局)【前回準備書意見】
2. 2-23(27)	(3) 工事中の排水を道路側溝等へ排出する計画であることから、水質管理の方法(測定項目・頻度等)を適切に検討した上で管理を徹底すること。<u>なお、水質管理の方法の検討に当たっては、事業区域の一部が土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることや、重機などからの油分等も考慮すること。</u>(委員、木更津市、袖ヶ浦市、事務局)【指導】	(3) 工事中の排水を道路側溝等へ排出する計画であることから、水質管理の方法(測定頻度等)を明らかにした上で、管理を徹底すること。(木更津市、袖ヶ浦市、事務局)